

実績者用 (新規者の方は、「新規者用 (第1回保留枠)」を御覧ください。)

■過去に発給した証明書(未使用の証明書を含みます)の返納は、申請要件です。申請書を郵送される前に早期の返納をお願いします。返納が済んでいない場合は、申請要件を満たさず受付できません。また、書類不足等により返納審査が未了の場合も、同じく申請要件を満たしません。

(お知らせ)

**2023年度「皮革及び革靴の関税割当て」
申請等における注意点について (第1回保留枠)**

令和5年5月17日
経済産業省貿易経済協力局
貿易審査課

【申請者(実績者)の皆様へ】 (新規者の方は、「新規者用」を御覧ください。)

2023年度の関税割当ては、年間を通して、各種申請・届出及び発給・返納等の全ての手続を郵送とします。

申請等の手続は、レターパックプラス(赤・520円のもの) または 書留郵便を使用し発送してください。また、証明書の発給等も郵送で行いますので、返信用レターパックプラス(赤・520円のもの)の同封をお願いします。【注】返信用は、書留郵便の封筒は不可です。御協力をお願いします。

■第1回保留枠の申請について■

郵送申請(レターパックプラス(赤・520円のもの) または 書留郵便)のみとします。

【重要】郵送申請の受付期間：5月31日～6月1日(必着)の間です。

6月2日以降に到着した場合、申請は無効となりますので御注意ください。

対面による受付は行いませんが、郵送申請を受け付けた後に、必要に応じて対面審査等を行う場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

■注意事項について(以下、御確認ください。)■

【注1】4月年度枠で証明書の発給を受けた方は、対象外です(申請できません)ので御注意ください。

【注2】「実績者」：過去2年間に年度枠又は保留枠の証明書を使用した実績(通関実績)を有する者であって、全ての証明書を返納した者です。

【注3】過去2年間に年度枠又は保留枠の証明書を使用した実績(通関実績)を有しない者及び過去2年間に「再割当」証明書のみを新規者として発給を受けた者は、2023年度申請に際しては、「実績者」でなく「新規者」です。

1. 申請数量は、事業計画に基づいた適切な数量を記入してください。原則、申請数量は、関税割当公表(以下「公表」) 第8 関税割当ての数量の算出方法の範囲内で記入してください。

なお、過大な数量と判断する場合には、関税割当申請書(省令様式第1)の再提出(補正)、事業計画(数量の根拠となる書類)の提出を求めます。申請前に必ず申請数量の見直しを実施してください。

関税割当証明書を使用せずに、RCEP(中国、ASEAN、豪州等)、日EU経済連携協定等に基づくEPA税率等を適用して輸入する予定数量を除外した数量を申請してください。

(事例)：2022年度割当数量100足のところ、通関実績50足のような場合。

(参照) : 申請数量の見直し等に際しての基準数量算出シートについて (公表第 8 2 保留枠 (p.15))

- ・申請者自身が基準数量を算出できる「基準数量算出シート (エクセルファイル) 」を関税割当ホームページの各種様式 (2023 年度様式) に公開しています。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/01_kanwari/kanwari_2_2023.html

このシートの利用により、2023年度の割当申請により割当数量の基礎となる「基準数量」が算出できます。申請書に記載する申請数量を算出する際の参考の数量として御利用ください。

・利用方法

- (1) 2021年度返納確認書、2022年度返納確認書等を準備
- (2) 本シートのファイルをダウンロードし入力箇所に割当数量、返納数量、非該当数量を入力
- (3) 基準数量欄の数量表示

過去の通関実績・割当数量の入力により「基準数量」が表示されます。全申請者の申請数量の総計が、保留枠の割当て1回分の数量以上になる場合には、基準数量以上の数量を申請しても、基準数量以上の割当てを受けることができない場合や基準数量を下回る割当数量になることがあります。あらかじめ御了承ください。

2. 【昨年度との変更点です。御留意ください。】今年度より、当面の間、年度途中の割当数量の一部返納 (公表第 14 証明書の割当数量変更 (割当数量の一部返納) (公表 p.19) の申請手続の受付を行いません。

年度途中において、割当数量の一部返納はできませんので、過大な申請数量にならないよう十分に御留意ください。【申請受付を再開する際には、ホームページ等でお知らせします。】

【注】年度中に、証明書の全量または一部使用し残量の使用見込みがなくなったときから、1か月以内に証明書の返納手続が必要です。

【今後の保留枠及び再割当の申請受付日 (予定日) について】 (公表 p.4)

- 今回の第1回保留枠に申請ができない場合や輸入予定時期により、9月に予定されます第2回保留枠への申請を御検討ください。
- 年度途中で割当数量に不足が見込まれる際には、一定の残数量がある場合に (限り)、再割当て (追加申請) の受付 (今後、計5回) を予定しますので、再割当てへの申請を御検討ください。

保留枠	第2回9月26日~27日 (必着) 【注】年度枠、今回の第1回保留枠又は再割当の証明書のいずれかの発給を受けた方は、第2回保留枠に申請できません。
再割当	第2回7月18日~19日 (必着)、第3回9月26日~27日 (必着)、第4回11月20日~21日 (必着)、第5回2024年1月9日~10日 (必着)、第6回2月20日~21日 (必着) 【注】年度途中で割当数量が不足する場合に御申請ください。再割当用の残数量が一定数量に達しない場合は、申請受付を行いません。

(日程等に変更が生じた場合には、ホームページでお知らせしますので御確認ください。)

3. 郵送申請による対応のため、申請窓口で不足書類等の補正等ができず、審査に時間を要し、関税割当証明書の発給時期が遅れることが予見されます。

そのため、発給開始日については、6月7日を目途に、改めてホームページでお知らせします。迅速な審査に努めますが、過大な申請数量になっていないか、提出書類に不足はないか、記載すべき事項を記載しているかなどを確認の上、申請書類を送付してください。

4. 提出書類の不足と不備がないように御注意いただき、受付審査への御協力をお願いします。

【注】提出書類に不備・不足等がある場合、申請を認められません。【別紙1】（本お知らせ(p.4)）及びチェックシート（本お知らせ(p.10)）により点検の上、発送してください。

5. 提出書類の不備・不足等のある場合、申請窓口の審査官から御連絡しますので、日中に連絡が取れるよう御協力をお願いします。

【注1】チェックシート（【別紙2】本お知らせ(p.10)）の担当者氏名の欄に電話番号の他に、連絡の取り易い携帯電話番号、メールアドレスを記載してください。

【注2】チェックシートはホームページの各種様式（2023年度様式）からもダウンロードできます。https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/01_kanwari/kanwari_2_2023.html

6. 書類到着から審査期間中に連絡が取れずに、不備・不足等を整備できない場合には、申請要件を満たさない申請として取り扱いますので、あらかじめ御了承ください。その場合、提出書類一式を返却等いたします。

7. 過去に発給を受けた証明書の内容変更申請・届出等の必要な手続等を行っていない場合、申請が認められない場合等がありますので、御注意ください。

8. 「公表第15 証明書の返納」の事由に該当したときは、1ヶ月以内に、提出書類を申請窓口まで提出しなければなりません。

上記期間を超過したときは、申請要件を満たさず受付ができないなど、関割公表に基づき必要な措置を講じることがあります。

申請書を郵送される前に早期の返納をお願いします。書類不足等により返納審査が未了の場合、申請要件を満たしません。また、返納確認書の「証明書返納受付印」欄に、受付印がないときも申請要件を満たしません。

9. 申請を受け付けた場合であっても、書類審査の結果、不適格と判断された場合は、関税割当証明書の発給はできませんので、あらかじめ御了承ください。

以上、主な留意点等になりますが、次ページ以降につきましても重要なお知らせがあります。必ず、御確認をお願いします。

■提出書類については、【別紙1】（本お知らせ(p.4)）

■郵送申請等（注意点を含む）については、【別紙2】（本お知らせ(p.5)）

■2023年度関税割当公表等の主な注意点は、【別紙3】（本お知らせ(p.11)）

■2023年度「関税割当公表」における主な改正事項（見直し）については、【別紙4】（本お知らせ(p.14)）

申請受付・審査等への御協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

【別紙1】

提出書類等：「第1回保留枠（実績者）」—皮革、革靴共通—（法人又は個人事業者）

2023年度の新様式を使用し、郵送申請（レターパック・プラス（赤色）または書留郵便）してください。代理申請は認められません（他社の申請は同封しないでください。）。

（↓提出書類（様式）のダウンロード先（関税割当ホームページ「申請様式（2023年度）」）

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/01_kanwari/kanwari_2_2023.html

【実績者について】：過去2年間（2021（令和3）年4月1日から2023（令和5）年3月31日まで）に年度枠又は保留枠のいずれかの証明書の発給を受け、輸入通関した実績を有する者であって、同期間中に発給を受けた全ての証明書（再割当てによる証明書を含む。）を返納した者（公表第5 1申請者の要件（3）①実績者 参照（関税割当公表（以下「公表」p.6～7））

○ 提出書類（公表第6（p.8））

■下記①～⑦の全ての書類を提出してください。■

- ① 関税割当申請書（省令様式第1） 1通
- ② 関税割当輸入実績表（申告書）（公表様式第1） 1通
- ③ 法人の印鑑証明書又は個人事業者本人の印鑑登録証明書 原本1通（申請日前1か月以内に交付されたもの）
- ④ 国税庁法人番号公表サイトで検索した法人情報の画面を印刷した書面 1通
- ⑤ 個人事業者は、事業者（申請者）本人の公表第5申請者の要件表中の事業による事業（営業）収入のある「令和4年分の所得税の確定申告書（第一表及び第二表）」及び「令和4年分収支内訳書」（青色申告者は「青色申告決算書」）の控えの原本1通（税務署の文書收受印があるもの）（注1）、（注2）
（注1）税務署の文書收受印が無い場合は、e-Taxで申告した「電子申請等証明データシート」を印刷した書面1通を併せて提出する（税務署が受信時にメールする「メール詳細」を印刷した書面でも可とする。）
（注2）控えの原本・書面は、郵送申請にあたっては、後日、返却する。
- ⑥ 返信用のレターパック・プラス（赤色）
- ⑦ (01) チェックシート 第1回保留枠申請用（実績者用）

（※）以上が提出書類ですが、必要に応じ上記以外に書類を求める場合があります（公表第18 其他 4 追加資料の提出（p.25）参照）

また、詳細については、ホームページ等に掲載の「公表」及び以下（次ページ以降）の【別紙2】（本お知らせ（p.5））、【別紙3】（本お知らせ（p.11））を御確認ください。

【注】各種様式への押印は不要です。

【申請者（実績者）の皆様へ】（第1回保留枠）

2023年度「皮革及び革靴の関税割当て」の郵送申請等について

2023年度「皮革及び革靴の関税割当て」の第1回保留枠は、郵送申請により受付を行います。郵送申請の方法等について、次のとおりお知らせしますので、御確認の上、申請をお願いします。

【重要】第1回保留枠の郵送申請の受付期間：5月31日～6月1日（必着）の間です。

（年度途中の再割当て等を含む各種手続についても、郵送申請により受付を行います。）

なお、原則、対面による受付は行いませんが、必要に応じて、対面審査等を行う場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

1. 郵送申請手続と申請受付期限等について

(1) 2023年度の第1回保留枠等は、**郵送申請を行ってください。**

郵送による申請書及び提出書類の発送は、紛失が発生する可能性があるため、レターパックプラス（赤・520円のもの）または書留郵便を利用して最寄りの申請窓口（本お知らせp.8～9）まで発送してください。

（郵便物の追跡確認ができない普通郵便の利用や対面での配達でない**レターパックライト（青色）**の利用などは、紛失の可能性があるので、**レターパックプラス（赤・520円のもの）を推奨**します。紛失防止手段を取らなかったことによって、申請書及び提出書類の紛失が発生した場合、当省は一切責任を負いません。）

(2) **第1回保留枠の申請受付期限は、6月1日を必着とします。**5月31日までに発送されたことが消印等で確認できる場合を除き、**6月2日以降に到着した場合は、申請は無効となりますので御注意ください。**

(3) **証明書の発給は、郵送（返信）いたしますので、提出書類とともに、必ず、返信用レターパックプラス（赤・520円のものに限定します）を同封（※）の上、発送してください。**

（※）返信用レターパックプラスの宛先には、証明書送付先を記入してください。申請者住所以外は不可です（特段の事情がある場合には、申請窓口にて御相談ください。）

また、保管用シールの追跡番号をお手元にメモし、保管用シールを剥がさないで発送してください。

なお、対面での配達でない**レターパックライト（青色）**の利用などは、紛失の可能性があるので、**レターパックプラス（赤・520円のもの）を推奨**します。

(4) **提出書類に不備・不足があった場合、また、証明書の返納、内容変更等を行っていない場合は、申請が認められない場合等がありますので、十分に御注意ください。**

(5) 提出書類に不備・不足等のある場合、審査官から御連絡しますので、日中に連絡が取れるよう御協力をお願いします。

（※）チェックシート（本お知らせ（p.10））の担当者氏名の欄に電話番号の他に、連絡の取り易い携帯電話番号、メールアドレスを記載してください。

(6) **書類到着から審査期間中に連絡が取れずに、不備・不足等を整備できない場合には、申請要件を満たさない申請として取り扱いますので、あらかじめ御了承ください。その場合、提出書類一式を返却等いたします。**

(7) **6月1日までに返納未了の場合は未返納として扱います。**

(8) 過去に発給した証明書の返納は、申請要件です。

【注】【別紙3】3 証明書の返納(本お知らせ(p.12))をご確認ください。

(9) 申請書及び提出書類等の日付(申請日等)の欄には、書類の発送日を記入してください。

2. 申請窓口(郵送先)について

(1) 2023年度第1回保留枠は、住所移転があった場合や組織変更等による担当部署の移転等を除き、原則、2022年度までに証明書の発給を受けた窓口に郵送申請を行ってください。

(2) 各申請先の住所等は、本お知らせ(p.8~9)及び「関税割当公表第4 申請窓口」(公表p.5~6)に掲載していますので、御確認の上、レターパックプラス(赤・520円のもの)または書留郵便により、発送してください。

【注】関東経済産業局(さいたま新都心)には、申請窓口がありません。郵送での申請も受け付けておりませんので御注意ください(郵送しないようお願いします)。

3. 条件等について

(1) 申請要件(資格)、提出書類等については、関税割当公表(以下「公表」、関税割当ホームページに掲載中)を必ずお読みください。

(2) 1社(者)1申請です。他社分は同封しないでください。

郵送申請は、委任状による代理申請は、認められません(代理申請はできません)。

(3) 他の申請者の提出書類に同封された申請、または、他社の封筒で申請された場合は、代理申請と判定し、申請を受け付けたとしても、発給できない場合があります。

(4) 公表に定める申請要件及び提出書類(申請書類)等のほかに、上記の手続き、条件を満たしていない場合、提出書類は受け付けず、そのまま返送する場合があります。

(5) 提出書類は、関税割当公表に定める全ての書類の提出が必要です。

(6) 「公表第18 3 身分確認について(公表p.24)」の①社員証~⑨個人番号カード及び従業員証明書(注意事項様式第4)の提出は、不要です。

○以下も注意事項等ですので、御確認をお願いします。

【注1】「皮革」3物品と「革靴」(公表 第1 関税割当てを行う物品及び申請区分(p.2)参照)の申請等は、同封して構いません。

【注2】チェックシート(本お知らせ(p.10))にチェックマーク及び必要事項を記入し、同封してください(チェックシートはホームページからもダウンロードできます)。

【注3】記載事項の不備や書類不足などがあった場合には、申請窓口の審査官から連絡をしますので固定電話の他に連絡の取り易い携帯電話番号、メールアドレスをチェックシートの担当者欄に記載の上、チェックシートを同封してください。

【注4】提出書類の副本をお手元に保管してください。後日、窓口の審査官から問合せする場合があります。

【注5】住所等の内容変更の届出等が必要な方は(発給窓口まで)速やかにお済ませください。
内容変更届出等(代表者や住所の変更等)の時期が重なる場合には、内容変更(申請・届出)書及び必要書類を同封してください。

内容変更届出等が行われていない場合、また、届出等が遅延している場合には、手続違反のため、申請を認めない場合がありますので、御注意ください。

【注6】郵送による申請と郵送での証明書の返信のため、証明書の引換書は発行しませんので、予め御了承ください。

なお、引換書が必要と判断される場合（例. 税関から依頼がある場合）には、引換書を発行する場合がありますので、その際は、郵送先の申請窓口まで御相談ください。

4. 不足書類の提出期限等について

- (1) 従来の申請窓口での申請と違い、当日に窓口で不備・不足書類を御指摘できません。そのため、提出書類の確認作業に時間を要しますが、問い合わせがあるまで、お待ちください。審査官からの指示に沿って、指定された日までに、必ず、追加送付等の対応をしてください。
- (2) 書類の送付については、原則として郵送（書留郵便、レターパックプラス（赤・520円のもの））を利用させていただきますが、少量の書類または原本確認が不要な書類等については、メール等による送付を認める場合がありますので、申請窓口の審査官からの指示に従ってください。
- (3) なお、提出書類のうち、原本提出を求めている書類（例. 確定申告書類の原本（法人の印鑑証明書及び個人事業者本人の印鑑登録証明書を除く））は、証明書の発給の際に証明書に同封し御返送します。

【注】原本が至急に必要な場合には、レターパックプラス（赤・520円のもの）2通（原本返信用・証明書送付用）を提出書類（申請書類）に同封してください。

5. 提出書類（申請書類）の不備・不足等について

- (1) 2023年度第1回保留枠は、郵送申請により受け付けますので、受領後に、順次、提出書類（申請書類）の記載内容等を確認し、後日、必要に応じて電話等により御確認・質問をいたします。
- (2) 提出書類（申請書類）に不備・不足等がある場合、申請窓口の審査官の指定する日までに提出くださいますよう御協力をお願いします。
- (3) 申請にあたっては、不備・不足等がないように事前に、十分に御確認の上、発送してください。
- (4) 例年、フリガナ等の未記載が散見されますが、その場合も確認を求める場合がありますので、御注意ください。
- (5) また、軽微と判断される不備等については、申請窓口の審査官が訂正等する場合がありますので、御了承ください。
- (6) **なお、申請を受け付けた場合であっても書類審査の結果、不適格と判断された場合は関税割当証明書（以下「証明書」という。）を発給いたしませんので、あらかじめ御了承ください。**
- (7) 発送前に、【別紙1】（本お知らせ（p.4））及び【別紙2】チェックシート（本お知らせ（p.10））により、再度、提出書類（申請書類）の記載事項に誤りがないように必ず確認してください。

6. 証明書の発給開始時期について（後日、ホームページでお知らせします。）

- (1) 2023年度第1回保留枠は、郵送申請により受付を行いますので、不足書類の指摘等が申請受付窓口でできないため、審査に時間を要することが想定されます。
- (2) そのため、発給開始日については、6月7日を目途に、改めてホームページでお知らせします。関税割当証明書の発給時期が遅れることが予見されます。迅速な審査に努めますが、何卒、御了承をお願いいたします。事業計画（数量の根拠となる書類）に基づいた適切な数量を記入してください。

- (3) なお、証明書の発給は、発給開始日に返信用レターパックプラス(赤・520円のものに限ります)により証明書を発送します。
- (4) 返信用レターパックプラス(赤・520円のものに限ります)を申請時に同封いただかない場合、証明書の発送ができないこと、または、遅延につながりますので御注意ください。
- (5) お電話でのお問合せは、御遠慮くださいますようお願いを申し上げます。

7. お問い合わせ先について

- (1) 2023年度公表及び注意事項の主な注意点等の詳細については、経済産業省の関税割当ホームページのサイトを御覧ください。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/01_kanwari/kanwari.html

これら内容等に不明な点がある場合には、「関税割当公表第4 申請窓口」(p.5~6)又は本お知らせ(p.8~9)にお問い合わせください。

- (2) 上記のお問合せについては、公表、注意事項、お知らせ等の資料を準備の上、電話対応時間内に以下の申請窓口までお問合せください。(本省の例：平日9時30分~17時(12時~13時を除く))

●申請窓口(郵送先)

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/01_kanwari/kanwari_3.html

申請窓口(郵送先)	郵送先住所	【注4】2022年度証明書番号/発給窓口をご確認ください。
経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 貿易審査課	〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号 経済産業省14階 貿易経済協力局 貿易管理部 貿易審査課 関税割当班 電話：03-3501-1511(代) E-mail：bzl-honshokanwarihan@meti.go.jp	2022A第100021号
同 北海道経済産業局 総務企画部 国際課	〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第一合同庁舎5階 北海道経済産業局 総務企画部 国際課 電話：011-709-2311(代) E-mail：bzl-hokkaido-kokusai@meti.go.jp	2022A第110021号
同 東北経済産業局 総務企画部 国際課	980-8403 宮城県仙台市青葉区本町3丁目3番1号 仙台合同庁舎B棟4階 東北経済産業局 総務企画部 国際課 電話：022-263-1111(代) E-mail：bzl-thk-kokusai@meti.go.jp	2022A第120021号
同 関東経済産業局 東京通商事務所 総務課	〒113-0034 東京都文京区湯島4丁目6番15号 湯島地方合同庁舎3階 関東経済産業局 東京通商事務所 総務課 電話：03-5842-7071 E-mail：bzl-tokyo-import@meti.go.jp	2022A第250021号
同 関東経済産業局 横浜通商事務所 業務課	【注】5/29より、下記(新)庁舎において業務を行います。宛先をお間違えないよう御注意ください。 〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港一丁目6番1号よこはま新港合同庁舎3階 関東経済産業局 横浜通商事務所 業務課 電話：045-212-1105 E-mail：bzl-yokohama_trade_office@meti.go.jp	2022A第210021号

同 中部経済産業局 地域経済部 国際課	〒460-8510 愛知県名古屋市中区三の丸2丁目5番2号 中部経済産業局 地域経済部 国際課 電話：052-951-4091 E-mail： bzl-qchbnt@meti.go.jp	2022A第140021号
同 近畿経済産業局 通商部 通商課	〒540-8535 大阪府大阪市中央区大手前1丁目5番4号 大阪合同庁舎1号館2階 近畿経済産業局 通商部 通商課 電話：06-6966-6034 E-mail： bzl-kinki-kanwari@meti.go.jp	2022A第150021号
同 近畿経済産業局 神戸通商事務所 総務課	〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎5階 近畿経済産業局 神戸通商事務所 総務課 電話：078-393-2682 E-mail： bzl-kobe-tsusho@meti.go.jp	2022A第230021号
同 中国経済産業局 産業部 国際課	〒730-8531 広島県広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎2号館3階 中国経済産業局 産業部 国際課 電話：082-224-5659 E-mail： bzl-qchgix@meti.go.jp	2022A第160021号
同 四国経済産業局 産業部 産業振興課	〒760-8512 香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎 四国経済産業局 産業部 産業振興課 電話：087-811-8525 E-mail： bzl-qsikik@meti.go.jp	2022A第170021号
同 九州経済産業局 国際部 国際課	〒812-8546 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎本館7階 九州経済産業局 国際部 国際課 電話：092-482-5425 E-mail： bzl-kyushu-tsusho@meti.go.jp	2022A第180021号
内閣府 沖縄総合事務局 経済産業部 商務通商課	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎2号館9階 沖縄総合事務局 経済産業部 商務通商課 電話：098-866-0031 (代) E-mail： bzl-okl-syomu@meti.go.jp	2022A第190021号

【注1】関東経済産業局国際課（さいたま新都心）では、受け付けておりません。東京通商事務所、横浜通商事務所、本省等に御申請をお願いします。

【注2】最寄りの申請窓口まで、レターパックプラス（赤・520円のものに限ります）、または書留郵便で発送してください。

【注3】返信用レターパックプラス（赤・520円のものに限ります）の同封をお願いします。

【注4】事務所移転等の場合を除き、原則、2022年度に証明書の発給を受けた最寄りの窓口で郵送申請を行ってください（発給を受けた窓口の判別には、お手元の証明書の証明書番号欄（上記証明書番号の例）を御参照ください）。

【注5】証明書の返納も発給を受けた窓口で郵送により返納手続きを行ってください。

【(01)チェックシート】第1回保留枠申請用(実績者用)

実績者用 2023年度申請書類確認チェックシート【郵送申請・申請書同封用】

保留枠申請用 このシートは入力可能ですが、記載内容を削除しないようご注意ください。 整理番号 (審査官記入欄(記入しないでください。))

【注】2022年度再割当てに「新規者」として申請された者は、2023年度の申請資格は「新規者」です。新規者の「お知らせ」チェックシート等をお確認ください。

- ※1. 1社(者)1申請です。他社分の申請は同封しないでください。委任状(代理人用)による他社分の代理申請は認められません。
※2. 該当する「チェック欄」に☑チェックを入れ、申請書とともに同封してください。また、経済産業省の審査官から問合せする場合がありますので、本シートの副本及び申請書類一式の副本をお手元に保管してください。
※3. 申請する革靴・牛染め・牛その他・羊やぎ(割当物品毎に)毎に、本シートを作成し同封してください。
※4. 提出書類が全て揃っていない場合は受け付けられません。本シートにより不足書類がないか御確認の上で発送してください。
※5. 発給した証明書に記載された事項(代表権者、住所等)に変更が生じたときは、年度枠申請の前に速やかに内容変更届出の申請をお済ませください。申請時期と届出等が重なる場合等においては、関税割当証明書内容変更(申請・届出)書(注意事項様式第1)(2通)と必要書類を同封してください。
<注>代表権者、住所、電話番号等の変更の届出等(届出遅延を含む)を行わずに証明書を使用した場合、必要な手続の違反とみなし、申請の取下げ、証明書の返還・無効、通関した貨物の非該当扱い、後年度の割当申請ができないなど、関割公表に基づき必要な措置を講ずることがあります。
※6. 審査に時間を要する案件がある場合には、証明書の発給が遅れることがあります。あらかじめ御了承をお願いします。

申請者用 【注】2023年度(新)様式で作成してください。 審査官記入欄

以下の申請書類があり、設問どおりであれば左欄の☐に☑チェックを入れてください。 法人 個人

Table with 3 main columns: Application Category (共通, 法人のみ, 個人のみ), Checklist Items (e.g., 関税割当申請書, 委任状, 関税割当輸入実績表), and Review Status (法人, 個人).

(↓以下も記入してください。)

割当物品名 (いずれかに○) ・革靴 ・牛染め ・牛その他 ・羊やぎ

※代理申請不可 (フリガナ) (フリガナ) 代表者氏名

申請者名 (郵便番号も記入) 住所 〒 担当者氏名 (仮)(固定電話) (携帯電話) 連絡先 (E-Mail)

変更届出 状況確認 ☐2022年度証明書記載の住所、電話番号、代表者名等に変更はない ☐変更があり届出済 ☐変更届出同封

2021年度 証明書返納の有無 ☐済み ☐未返納 ☐未取得

2022年度 証明書返納の有無 ☐済み ☐未返納 ☐延長使用中 ☐未取得 ☐同封して返納(下欄に証明書番号を記入ください)

Table for return receipt numbers: 今日、返納される関税割当証明書番号 (再割当) 2022 第 号 (再割当) 2022 第 号

※チェック・記入終了後、このチェックシートは申請書等の提出書類と同封してください。(6月1日必着(5月31日消印有効))

【別紙3】

2023年度「関税割当公表」及び「関税割当注意事項」の主な注意点について

- 関税割当公表（以下「公表」）及び関税注意事項（以下「注意事項」）には、関税割当の申請手続、申請者の義務などの重要事項を記載していますので、**必ず、公表及び注意事項をよくお読みください。**
- これらの手続や義務を怠った場合には、当該年度に発給した証明書を発給時に遡り無効とし、当該証明書の返納を求め、さらに、その事実が判明した日からその属する年度の翌々年度の末日まで、申請要件を満たさない申請者として取り扱われることがあります。
https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/01_kanwari/kanwari_2_2023.html

2023年度の「皮革及び革靴の関税割当て」について

1. 2023年度の「皮革及び革靴の関税割当て」については、令和5年3月7日付け関税割当公表第2号「2023年度の皮革及び革靴の関税割当てについて」（以下「公表」という。）及び関税割当注意事項第2号「2023年度の関税割当申請書及び関税割当証明書の取扱い等について」（以下「注意事項」という。）のとおり行います。
2. 2023年度の皮革及び革靴の関税割当の申請を希望される方は、十分にお読みいただき申請をお願いします。
3. 2023年度の本関税割当制度は、関税定率法等の一部を改正する法律案の成立及び施行をもって有効となります。

【注】関税割当制度に関する政令第3条に基づき、税関長により証明書の提出が猶予される場合がありますが、これも関連法案の成立及び施行以後に輸入申告された貨物に対して有効となりますので、その旨御注意ください。

4. 申請要件及び提出書類（申請書類）等は、公表を御覧ください（公表第5 申請者の要件（公表p.6～）及び公表第6 提出書類（公表p.8～））。

1. 申請者の要件について（公表第5（p.6））【実績者】

- (1) 公表に基づき証明書の発給を受けることができる者は、次の要件を満たさなければなりません。

●過去2年間に年度枠又は保留枠の証明書を使用した実績を有する者であって、全ての証明書を返納した者

- (2) 過去2年間に年度枠又は保留枠の証明書を使用した実績（通関実績）を有しない者及び過去2年間に「再割当」証明書のみを新規者として発給を受けた者は、2023年度申請に際しては、「実績者」でなく「新規者」です。あらかじめ御了承ください。

●上記「新規者」におかれては、他の申請者と支配関係（重複申請）に該当する場合、申請要件を満たさないため、申請できません。（公表第18 1 重複申請の禁止（p.23））

○法人が申請を行う場合には、発給を受けた法人又は他の申請者（以下「他の申請者等」という。）との間において支配関係にある法人（注）と、当該申請を行った法人は、本公表においては同一の法人とみなし、重複申請を認めない。

（注）「支配関係にある法人」とは、以下のような法人をいう。

・役員（持分会社にあっては社員。以下同じ。）総数の2分の1超を同一割当物品の他の申請者等の役員が兼ねる関係にある法人

・法人名（商号）等名称が異なっても、登記事項証明書（又は印鑑証明書）上、代表権者名及び住所が同一の法人

○個人事業者が申請を行う場合には、一住所（自宅住所・印鑑証明書の住所又は自宅住所・印鑑証明書の住所以外の営業所住所を含む）で一事業者（個人事業者本人が代表権者となっている法人名（商号）での申請を含む。）しか申請することができない（同一住で別の法人又は個人事業者が既に開業している場合等においては同一申請者とみなし、申請することができない。）。

2. 要件を満たさない申請者（公表第5 4 (p.8) 及び 第18 1 (p.23)）

次に該当する場合は、申請できません。

- (1) 過去2年間に発給を受けた証明書（申請時点で有効な証明書を除く）が返納されていない場合
- (2) 過去2年間に発給を受けたいずれかの証明書によって輸入通関されたものが「自ら輸入」に該当しない場合
- (3) 2021年度以降に発給を受けた証明書についての経済産業省の事後審査等による申請者への照会に対し、照会事項等が確認できない場合
- (4) 他者へ証明書に係る輸入の事業譲渡を行った法人
- (5) 他者へ証明書に係る輸入の事業譲渡を行った法人の代表権者が個人事業者として申請する場合
- (6) 個人事業者が法人に名義変更（法人成り）をした当該法人の代表権者が、再度、個人事業者として申請する場合
- (7) 既発給証明書が不正使用等により発給時に遡り無効とされた場合
- (8) その他経済産業省が所管する物品の輸入において、2021年度以降の事後審査等により関税割当制度を不正に利用したことが判明した場合

3. 【重要】証明書の返納（前年度（2022年度））及び過去に発給を受けた証明書の返納について

(※) 今年度（2023年度）の証明書の発給を受けた場合も、同様に証明書の返納手続きが必要ですので御注意ください。

- (1) 郵送申請の前に、証明書の発給を受けた窓口まで、早期の返納をお願いします。
- (2) 過去に発給を受けた証明書の返納が、今回の申請要件のうちの1つですので、申請受付前に早期の返納に御協力をお願いします。
- (3) 返納が済んでいない場合、申請要件を満たさず申請は無効です。受付できません。

また、書類不足等により返納審査が、未了の場合も同じく申請要件を満たしません。

【注】最寄りの申請窓口まで、レターパックプラス（赤・520円のもの）または書留郵便で発送してください。

(※) 令和4年5月23日付けのお知らせをご確認ください。

『2022年度関税割当証明書の返納手続き（書類）の一部変更について』

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/01_kanwari/download/2022/kw026_hennou_itibuhennkou_osirase2022.pdf.pdf

- (4) 証明書の返納が行われていない場合には、申請することができませんので、あらかじめ御了承ください。（「公表 第5申請者の要件 4申請要件を満たさない者（p.8）、第11証明書の無効、要件を満たさない者（p.18）」）
- (5) 返納確認書1通を御返送しますので、返信用のレターパックプラス（赤・520円）同封してください。返信用についてはレターパックプラス（赤・520円のもの）に限り、書留郵便の封筒は不可です。

4. 内容変更について（注意事項3 (p.4) 及び4 (p.10)）

- (1) 法人の名称、代表権者、個人事業者の氏名、その他住所、電話番号に変更があった場合は、変更後、速やかに内容変更申請書又は届出書を提出しなければなりません。

また、証明書の名義変更は、注意事項に定める場合に限り申請することができますが、その承認は、提出された書類から判断して、正当な手続を経て適法に行われていることが確認できる場合に限り行います。

- (2) なお、内容変更の手続を行わずに通関を実施した場合等は、手続違反に問われることがあります。

発給を受けた証明書の内容変更申請・届出等（住所変更等）が行われていない場合、届出等が遅延している場合や申請・届出を行わずに証明書を使用した場合は、手続違反により、申請を無

効とする場合等があります。

また、証明書の返納を求め、証明書の発給時に遡り無効とし、申請要件を満たさない者として取り扱うなど、関税割当公表に基づき必要な措置をとる場合があります。

(公表第11 証明書の無効、要件を満たさない者(p.18)、注意事項3 証明書の名義変更(申請)(p.4)、第4 証明書の内容変更(届出)(p.10))

5. 証明書の有効期間延長について(注意事項1 (p.2))

(1) 証明書の有効期間延長は、①輸出者の責による事由、②天災、戦争、労働争議その他輸出者又は申請者のいずれかの者の責にも帰すことができない事由により、証明書の有効期間内に割当物品を輸入通関できなくなったことが確認できる場合に、有効期間満了日の翌日から30日を超えない範囲で有効期間の延長を申請することができます。

ただし、当該年度に発給を受けたいずれかの証明書で、申請時に一通関以上使用している(輸入通関実績を有する)者に限り(第6回再割当申請により取得した証明書を除きます)。

(2) なお、有効期間延長申請時の提出書類に、有効期間内に割当物品を輸入通関できなくなったことを証明する書面【注】を提出するとなっておりますが、本書面には日本到着予定日が明記されていることが必要です。

【注】例 割当物品の船積み遅延を連絡する輸出者からの通信文であって、日本到着予定日が明記されていること。

6. 証明書の無効、要件を満たさない者について(公表第11 (p.18))

他人の証明書を使用した者又は証明書を他人に使用させた者及び下記に掲げる者に対しては、当該年度に発給した証明書を発給時に遡り無効とし、当該証明書の返納を求め、さらにその事実が判明した日からその日の属する年度の翌々年度の末日まで申請要件を満たさない申請者として取り扱われることがあります。

- (1) 関税割当てに関する各種申請のときに、発給の可否を判断するために必要かつ重要な事実を告げなかった者若しくは真実でないことを告げた者又は提出すべき書類の提出を怠った者
- (2) 当該年度に発給した証明書について割当物品を自己の営業のために「自ら輸入」を行っている事実を提出すべき書類により証明できない者
- (3) 当該年度に発給した証明書に記載された事項の変更が生じたときに、提出すべき書類の提出を怠った者

7. 事後審査について(公表第18 8 (p.25))

(1) 経済産業省は、公正かつ公平な関税割当制度を維持するため、公表の施行に必要な範囲・限度において、割り当てた関税割当について、証明書の発給後に事後審査を行います。事後審査に当たり、経済産業省が必要と認める場合には、関税割当を割り当てられた者の同意又は協力の下、申請案件に関連する書類・帳簿、その他のデータの提出及び説明を求め、更に必要があると認められる場合には実地調査を行うことがあります。

(2) 事後審査の結果、自ら輸入した事実が確認できないなど**公表の定める申請要件に反することが判明した場合には、申請要件を満たさない申請者として扱い、証明書を無効とするなどの措置をとることがあります。**

(3) また、事後審査における経済産業省の申請者への照会等に対し、照会事項等が確認できない場合は、翌年度の申請に際し、申請要件を満たさない申請者として取り扱われることがあります。

【別紙4】

2023年度「関税割当公表」における主な改正事項（見直し）について

本年度の関税割当公表（以下「公表」）において、次の改正（見直し）を行いました。年度枠・保留枠・再割当の申請及び関割証明書を使用される際には、十分に御留意くださいますようお願いいたします。

1. 再割申請の要件の一部見直し【革靴】（3 再割当ての申請要件（公表 p.7））

【改正前】

○2022（令4）年度において、既にいずれかの割当てを受けたことのある者については、既割当証明書の全てを返納した者又は一部を使用している証明書1通を残し、他の証明書を全て返納した者（第5・6回を除く。）

※所持する証明書が、一部使用している証明書1枚（のみ）である場合に限り、再割申請が可能（未使用の証明書を所持している場合には、再割申請ができない）。

【改正後】

○2023（令5）年度において、既にいずれかの割当てを受けたことのある者については、既割当証明書の全てを返納した者又はいずれかの証明書の一部を使用している者（第5・6回を除く。）

※所持する証明書のいずれかの証明書を一部使用していることで再割申請が可能。

2. 数量変更（一部返納）の規定の当面の間停止（公表 第14（p.19）、第16（p.22））

今年度より、当面の間、年度途中の割当数量の一部返納（公表第14 証明書の割当数量変更（割当数量の一部返納）（公表 p.19）の申請受付の受付を行いません。

年度途中において、割当数量の一部返納ができませんので、過大な申請数量にならないよう十分に御留意ください。【申請受付を再開する際には、ホームページ等でお知らせします。】

（以下、公表の関連規定（一部抜粋）です。）

第14 証明書の割当数量変更（割当数量の一部返納）【当面の間停止】

【本規定は、当面の間停止する。申請受付を再開する際には、ホームページ等でお知らせする。】

第16 返納された割当数量の取扱い

1 返納された証明書に未使用の割当数量がある場合には、2025年度の関税割当ての際に、次表の左欄に掲げる返納日（証明書が窓口に提出又は到達した日）を基準に、その未使用の割当数量を同表の右欄に掲げる基準により取り扱い、消化率を算出する。

なお、上記1の規定は、下記の2の規定には、適用しない。

2【当面の間停止（「第14 証明書の割当数量変更（割当数量の一部返納）」の関連規定）】

証明書の割当数量の変更により、その一部を返納した場合には、2025年度の関税割当ての際に、次表の左欄に掲げる返納日（内容変更申請書が窓口に提出又は到達した日）を基準に、その返納された割当数量を同表の右欄に掲げる基準により取り扱い、消化率を算出する。

（以上）